鳥取市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録等に関する要綱

**（目的）**

第１条　この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成２９年国土交通省令第６３号。以下「省令」という。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第１１条ただし書き及び第１２条第２号ロの国土交通大臣が定める基準（平成２９年国土交通省告示第９４１号）に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

**（登録の申請）**

第２条　省令第１０条第２号から第４号及び第６号に規定する書面は、様式第１号によるものとする。

２　申請者が登録申請書に宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第２条第２号の宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第２条第６項の住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録規程（平成２３年国土交通省告示第９９８号）第５条第１項の賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号を記載した場合において、当該申請者が法人のとき又は未成年であってその法定代理人が法人のときは様式第１号別添の「当該法人の役員」欄の記載を省略することができる。

３　申請書及び添付書類の提出部数は、１部とする。

**（登録~~等~~の通知）**

第３条　法第１０条第３項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書（様式第２号）によるものとする。

**（登録の基準に適合しない旨の通知）**

第４条　法第１０条第４項の規定による通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録基準不適合通知書（様式第３号）によるものとする。

**（登録の拒否の通知）**

第５条　法第１１条第２項の規定による登録の拒否の通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録拒否通知書（様式第４号）によるものとする。

**（申請の取下げ）**

第６条　申請者は、登録前に申請を取り下げるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請取下げ書（様式第５号）を、市長に届け出るものとする。

**（登録事項等の変更）**

第７条　変更届出書及び添付書類の提出部数は、１部とする。

**（登録簿の閲覧）**

第８条　法第１０条第２項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿は様式第６号とし、同法第１３条の規定による閲覧は鳥取市都市整備部建築住宅課において行う。

**（廃止の届出）**

第９条　法第１４条第１項の規定による登録事業の廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届出書（様式第７号）によるものとする。

**（報告）**

第１０条　市長は、法第２２条の規定により登録住宅の管理の状況について報告を求めるときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の管理の状況に関する報告を求める通知書（様式第８号）を、登録事業者に通知するものとする。

２ 登録事業者は、前項の求めに応じて報告するときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅管理状況報告書（様式第９号）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

**（登録事項の是正の指示）**

第１１条　市長は、法第２３条各項の規定により必要な指示をするときは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正指示書（様式第１０号）により、登録事業者に通知するものとする。

２　登録事業者は、前項の指示に応じて是正等が完了したときは、法第２３条第１項の規定に基づく指示による場合を除き、速やかに住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業是正完了報告書（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

**（登録の取消しの通知）**

第１２条　法第２４条第３項の規定による登録の取消しの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録取消通知書（様式第１２号）によるものとする。

**（指定登録機関による登録事務の実施）**

第１３条　この要綱の規定（第１０条から前条までの規定を除く。）は、法第２５条第１項の規定により指定登録機関が登録業務を行う場合にも適用する。この場合において、第２条第１項、第６条中「市長」とあるのは「法第２５条第１項の指定を受けた者」と、第２条第２項及び第７条中「１部」とあるのは「正本１部、副本１部」と、第８条中「鳥取市都市整備部建築住宅課」とあるのは「鳥取市都市整備部建築住宅課又は法第２５条第１項の指定を受けた者」と読み替えるものとする。

　（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附　 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　 則

この要綱は、平成３１年１月２２日から施行する。